

第5章 放射線対策

1 放射性物質の汚染の状況

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染は、東北、関東を中心とした東日本全域に及んでいる。

国では、平成 24 年 1 月に放射線対策について定めた「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が施行され、追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト（毎時 0.23 マイクロシーベルト）以下となることを目標に除染等の対策を実施している。また、食品についても平成 24 年 4 月から基準（表 5-1）を強化し、食の安全・安心の確保を図っている。

（表 5-1）食品中のセシウムの基準値

食品群	基準値 (Bq/Kg)
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

富津市内では、公共施設等で継続的に空間線量のモニタリング調査を実施している。

（表 5-2）

また、車載式放射性測定装置（走行サーベイメーター）を用いた測定は、測定結果が安定した数値で推移しており、今後も測定値が上昇するおそれがあることから、平成 27 年度で終了した。

（表 5-2）空間放射線量モニタリング調査結果

調査地点	延べ測定回数	測定値
20ヶ所	80回	0.04～0.08 μ Sv/h